



04

法的側面

現行の法的枠組み

- ・ 現行法令で大会開催が可能
- ・ 大会に必要な保証は全て提供済
- ・ 快適で円滑な大会の実施が可能
- ・ 確立された知的財産権保護制度



オリンピック憲章と開催都市契約の遵守と義務の遂行

- 4.1 オリンピック競技大会の開催計画に関わるすべての所轄官庁による、次の項目を保証する誓約書を提出してください。
- ・オリンピック憲章と開催都市契約の条項の遵守
 - ・すべての誓約に拘束力が伴うことへの理解と同意
 - ・開催都市が義務を完全に遂行できるように必要な措置を講じる
- 保証誓約書は以下の各当局から取得してください。
- ・貴国の政府
 - ・オリンピック競技大会の開催計画に関するすべての現地及び地域の所轄官庁

オリンピック憲章及び開催都市契約の遵守並びに義務の遂行

日本国の内閣総理大臣、東京都知事及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関係する地方自治体の長は、それぞれ、オリンピック憲章及び開催都市契約を遵守し、すべての誓約が立候補都市に対して拘束力を伴うことへの理解と同意をするとともに、立候補都市が義務を完全に遂行できるよう、必要なあらゆる措置を講じる。

保証については、保証ファイルを参照のこと。

- 4.2 オリンピック競技大会の期間中及びその前後1週間に、開催都市とその周辺において、又は他の競技場において、他のいかなる重要な国内・国際会議又はイベントも開催しないことを保証する関係当局からの宣言書を提出してください。

競合する会議又はイベントはない

東京都及び日本国政府をはじめ日本のすべての関係当局は、大会期間中及びその前後1週間に、東京都内及びその周辺並びにその他の競技会場において、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に支障を生ずるおそれのある他の重要な国内・国際会議又はイベントは一切開催しないことを保証する。

保証については、保証書ファイルを参照のこと。

オリンピック・マークの保護

- 4.3 立候補都市とそのNOCは、オリンピック・シンボルと「オリンピック」「オリンピック」の2語、オリンピック・モットーがIOCの名のもとで保護されていること、及び／又はIOCの要求通りにIOCの名のもとで政府及び／又は所轄官庁から適切かつ継続的な法的保護を取得済み又は取得予定であることを保証しなければなりません。
- オリンピック・シンボル、エンブレム、ロゴ、マークその他のオリンピック関連マーク及び名称を保護する貴国の現行の法的措置について説明してください。
- 上記の課題に関して貴国の政府から既に提供された協力について述べてください。
- IOCの名のもとに上記のオリンピック関連マークや名称を保護するため、必要なすべての法的措置が講じられていること、又は講じられる予定であることを示す貴国の政府による宣言書を提出してください。
- パラリンピック・マークと「パラリンピック」の用語についても、IPC及びIOCの要求通りに等しく保護されることが保証されなければなりません。

知的財産権保護制度の確立

日本は、世界有数の知的財産権保有国である。そのため、日本国政府は、知的財産権保護の重要性・必要性を強く認識し、これまで特許権、商標権、意匠権、著作権等の知的財産権の保護に積極的に取り組んできた。

日本国政府は、パリ条約、商標法条約、マドリッド協定議定書等に加盟するとともに、これら国際条約を遵守し、知的財産権を適正に保護するため、特許法、商標法、意匠法、著作権法、不正競争防止法など、知的財産権の保護に極めて効果的な法令を既に整備している。

オリンピック・マークの保護

オリンピック・マークは、商標法及び不正競争防止法によって法的保護を受ける。

日本においては、オリンピック・シンボル、「オリンピック」「オリンピック」の2語及びオリンピック・モットーは、現在、商標法により、オリンピック競技大会、IOC及びJOCを表示する著名な標章として、第三者がこれと同一又は類似の標章を商標登録することは認められない。

IOCの尊厳と信用を保護するため、不正競争防止法により、IOCの許可を受けた場合を除き、第三者がこれらのオリンピック・マークを商業上使用することは禁止されている。

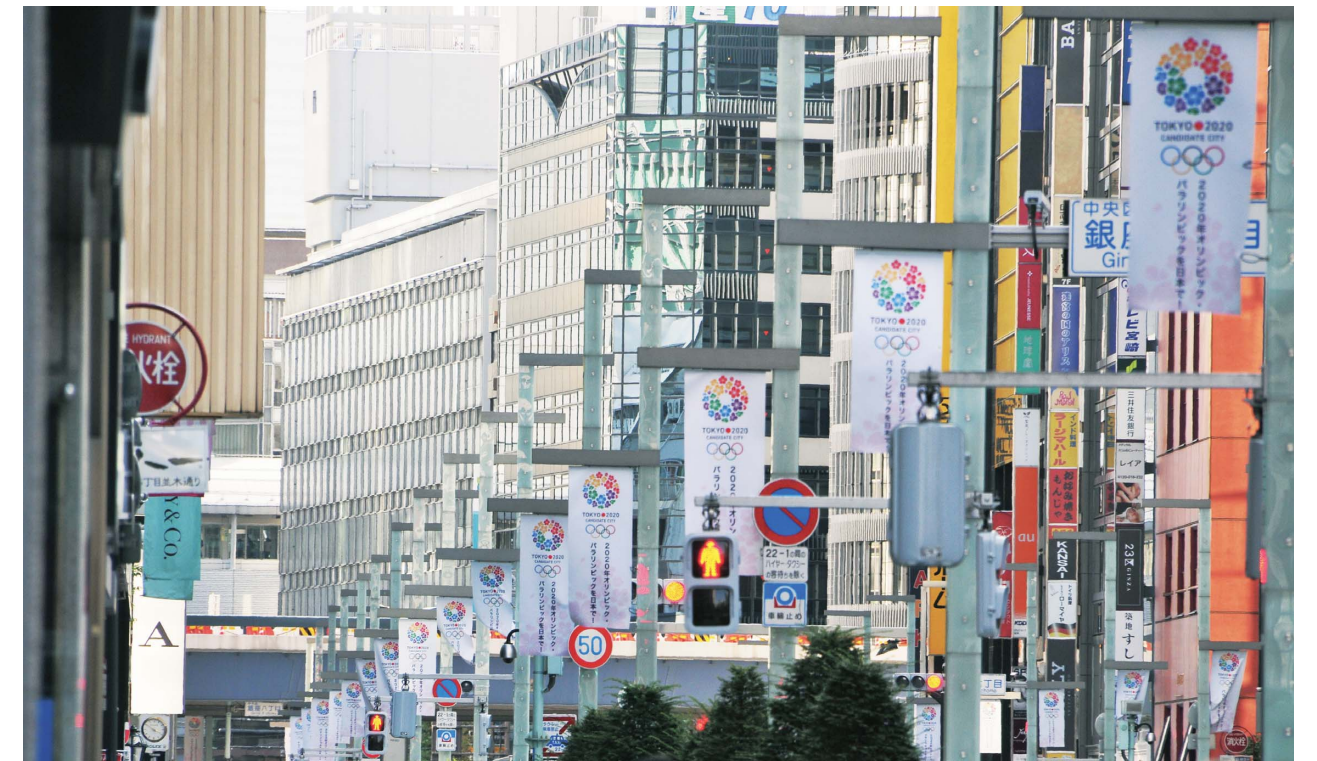
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のために制作されるエンブレム、マスコットなども、同様に、商標登録等の手続により、万全の保護を受ける。

知的財産権の侵害に対する措置

オリンピック関連マーク及び名称に対する知的財産権が侵害された場合には、商標法、意匠法、不正競争防止法等の関係法令に基づき、IOC等の知的財産権者は、侵害者に対し、違法な使用の差し止めを請求して迅速な被害の防止を図るとともに、損害賠償や信用回復措置等を請求して損害の回復を図ることができ、また、侵害者は懲役又は罰金の刑事罰を科される。

さらに、日本では、関係機関が一体となって、水際や国内での模倣品・海賊版などの知的財産権侵害物品の取締りを積極的に実施している。

JOC及び大会組織委員会は、こうした知的財産権の法的な保護制度を最大限に活用することにより、オリンピック関連マーク及び名称を厳正に保護する。



パラリンピック・マークの保護

パラリンピック関連マーク及び名称についても、オリンピック関連マーク及び名称と同様のレベルで、関連法令によって万全な保護を受ける。

経済産業大臣は、別添のとおり、日本においてオリンピックとパラリンピックに関連するマーク及び名称の保護に必要な法的措置が講じられていることを示す宣言書を提出している。

宣言については、保証ファイルを参照のこと。

事前協定の詳細(該当するものがある場合)

4.4 立候補都市、招致委員会又はNOCが結んだ協定のうち、オリンピック競技大会の開催都市決定後に効力を発揮するもの、かつIOCがこれまでに承認又は合意していないものがありますか(たとえば貴国のNOCは、開催都市決定後に効力を発揮する協定として、オプションや更新権をスポンサーに与えましたか)。該当するものがあれば、それについて説明してください。該当する協定がある場合は、それらが開催都市契約のいかなる条項の履行も危うくしたり妨げたり不可能にすることの無いことを確認してください。

開催都市契約と矛盾する事前協定はない

東京都、東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会及びJOCは、開催都市決定後に効力を持ち、開催都市契約の各条項の履行を危うくしたり、妨げたり、不可能にする可能性のある一切の協定に署名しておらず、今後、協定を結ぶこともない。

国内・国外における義務

4.5 貴国を拘束する国内的、国際的な義務(例:国内法、国際条約又は欧州連合の規則及び要求事項)のうち、開催都市契約及びオリンピック憲章に基づく立候補都市、NOC及び大会組織委員会の義務(商業的、財政的、又は法的性格を有する義務を含む。)と抵触するものによっていかなる影響を受けるか明らかにしてください。

国内法及び国際条約等との抵触なし

日本の国内法及び日本が批准する国際条約等に基づく義務は、オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に関し、オリンピック憲章及び開催都市契約に基づく立候補都市、NOC及び大会組織委員会の義務と抵触することはない。したがって、開催都市契約及びオリンピック憲章の条項は、遵守される。

法人組織

4.6

4.6.1 招致委員会の法人組織を指定し、これを説明してください。招致委員会が立候補都市を代表する権限を与えられていることを保証し、貴都市を代表して契約その他の文書(事業契約や開催都市契約など)に署名する権限を持つ代表者らの氏名及び/又は役職を明記した、貴都市の管轄官庁による宣言書を提出してください。

東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会

東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会は、東京が2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市に選ばれたことを目的に設置された特定非営利活動法人である。招致委員会は、2011年9月に設立され、招致活動に関して、東京都及びJOCとともに中心的な役割を果たす組織であり、2020年の大会招致に関し、東京を代表する権限を有する。

招致委員会は、理事会と評議会から構成されている。

理事会は招致委員会を代表する組織として活動し、招致活動において中心的な役割を担う。理事長には、竹田恒和日本オリンピック委員会会長が就任している。その他、公益財団法人日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会(JPC)、公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会、東京都の関係者が参画しており、加えて、オリンピックアン、パラリンピアン、アスリート代表者も構成員となっている。

評議会は、招致をより強力に推進するために理事会に対して助言や意見を述べることで招致活動を支援する組織である。評議会メンバーは、竹田恒和理事長、IOC名誉委員、東京都知事、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、各省の国務大臣、そして、スポーツ、メディア、労働、経済、農業、教育等の関連団体など、各界の代表から構成される。

東京都知事には、立候補都市の代表としての権限、すべての契約書その他の書類(保証書や開催都市契約)に東京都の名前において署名を行う権限が与えられている。

保証については、保証ファイルを参照のこと。

4.6.2 貴都市が開催都市に選定された場合に、開催に責任を負う法人組織(OCOG)を指定し、名前を挙げてその組織の概要を説明してください。開催に係る様々な関係者を挙げ、それぞれの役割と責任を述べてください。役割と責任について、様々な関係者間でどのように合意されていますか。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会は、東京が2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市に選出された場合に設立され、2020年東京大会の計画、運営、実行に責任を持つ。

大会組織委員会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく公益財団法人となる。

なお、大会組織委員会とは別に、恒久及び仮設の会場施設整備に向けた連絡調整を行うために、会場施設連絡調整会議が設置される。詳細は3.1を参照のこと。

大会組織委員会の構成

大会組織委員会の構成を以下に示す。

- ・理事会は大会組織委員会の執行機関であり、日本のIOC委員、JOC会長及び専務理事、JPC会長、政府、東京都、スポーツ界、アスリート及び経済界の代表などにより構成される。
- ・会場整備部は、大会時の会場運用及び仮設の競技会場等の設計・整備を行う。
- ・オリンピック輸送センターは、大会に関わるすべての輸送サービスを計画・調整・運営する。詳細は13.2を参照のこと。
- ・セキュリティ対策本部は、警視庁に設置されるオリンピック警備本部等と緊密に連携して、特に会場のオリンピックセキュリティ活動を行う。詳細は、11.6を参照のこと。
- ・医事本部は、大会に関わるすべての医療サービス及びドーピングコントロールを計画・調整・運営する。
- ・法務部は、通関と入国手続きの計画・調整など、大会に関わる様々な法的な業務を行う。
- ・文化教育部は、オリンピックに関する文化・教育活動を計画・調整・運営する。
- ・その他、ほか、財政、マーケティング、宿泊、環境等を担う部署に加え、オリンピック・レガシーの継承に向けて活動・対外調整を行う部署が設置される。

大会に関連する所轄官庁は3.1を、オリンピック・レガシー委員会は1.4を参照のこと。



4.6.3 招致委員会から組織委員会に移行する計画の概要 (OCOGの初年度の資金調達方法を含む)を説明してください。

円滑な大会組織委員会への移行

招致委員会から大会組織委員会への移行は、開催都市決定から5ヶ月以内に、継目なく迅速に行われる。大会組織委員会は招致委員会が書面又は口頭で表明したすべての誓約を確実に実施する。大会組織委員会が設立されると、初年度の運営資金は銀行融資にて調達される。大会組織委員会の財政についてはテーマ6を参照のこと。

公用語

4.7 IOCの公用語はフランス語と英語です。貴都市が立候補に使用する公用語、すなわち貴都市の提出文書で翻訳に違いが生じた場合、優先される言語はこのうちどちらですか。

公用言語

2020年東京大会の立候補段階における公用言語は、英語である。

労働許可

4.8 大会関係者がオリンピック競技大会の準備のために貴国に一時的に入国することが許可されること、また、何らかの税を支払うことなく、迅速かつ簡便な方法で適切な労働許可を取得できることを記した保証書を提出してください。

入国・労働許可

日本国内で外国人が就労するためには、在留資格が必要である。大会の準備・運営組織に必要な大会関係者は、入国の際、日本国内で就労が認められる在留資格が付与されることにより、日本に滞在し、大会任務を果たすことができる。そのため、入国後に何らかの税を支払って、労働関係を所管する官庁から労働許可書を別途取りつける必要はない。

保証については、保証ファイルを参照のこと。

物品の輸出入

4.9 IOC、各IF、各国NOC及びその代表団、報道関係者、スポンサー、サプライヤーが、オリンピック競技大会の開催に関連する責務を果たすために必要な物品(消耗品を含む。)の輸入、使用、輸出について、あらゆる関税が免除される旨の、関係当局の保証書を提出してください。

関税の免除

IOC、各IF、各国NOC及びその代表団、報道関係者、スポンサー、サプライヤーが携帯し、又は別送して輸入する物品のうち、個人的な使用に供するものや職業上必要な器具で、税関が適当と認めるものについては、国内法令に従い無条件で関税が免除される。また、それ以外の物品についても、大会で使用され、国内法令に従い再輸出されるものは、関税が免除される。

保証については、保証ファイルを参照のこと。

